

資料

充当資産 (patrimoine d'affectation) の承認による 個人事業者の保護^{*} (翻訳)

——フランスにおける有限責任個人事業者 (EIRL) に関する
二〇一〇年六月一五日法——

マリ＝エレヌ・モンセリエ＝ボン^{**}

片山直也／訳

深刻化する経済危機に直面したフランス政府は、フランス国民に収入源を確保し、失業のスパイラルから脱却するために、企業の創設を奨励することに対応しようと決断した。この起業の自由 (liberté d'entreprendre) を促進しようとする動きは、それゆえ、フランスの立法における変化を通して実現されなければならなかった。すなわち、行政上の加重な手続きを廃止し、かつ往々にして未熟なこれらの事業者 (entrepreneurs) を保護することによって、このような新たな企業の創設を容易にする必要がある⁽¹⁾。

変化は、二〇〇八年にインターネット上のワン・クリックで企業を設立することができる「自動事業者 (auto entrepreneur)」の地位を定めたり、これら極めて小さな企業のために事業活動の行使に結びつけられた重い負担を軽減したりすることから始められた。成果は期待通りに現れ、二〇〇九年には、三〇万件を超える自動事業者の申告を数えた。第二段階として、フランス法は、一方では、一人会社 (société unipersonnelle) の様々の異なった形態を認め、近時の法律によってその種々の制限を撤廃しつつあ

ることから、他方では、会社の設立を好ましく思っていないこれらの事業者について、新たな保護の形態を考案することになった。保護のあり方を検討した結果、立法者は、資産の充当 (affectation patrimoniale) という方向に舵を切り、資産の一体性 (l'unité du patrimoine) という創始者オーブリー＝ローの原則、すなわち「ある人の財産の全体は、債務の全体に対応し、その積極財産および消極財産の発生原因が事業上のものであるか、個人上のものであるかを問わない」との原則に対する多かれ少なかれ重大な例外を設けるに至ったのである⁽²⁾。

第一の重要な例外は、差押禁止申請書 (déclaration d'insaisissabilité) というテクニックを創設した二〇〇三年八月一日法によってもたらされた。これは、活動範囲の如何を問わず、すなわち商人 (commerçant) であると、職人 (artisans) であると、独立事業者 (professionnel indépendant) であると、または農業従事者 (agriculteur) であるを問わず、個人事業者が、事業活動に充当されていない不動産、とりわけ家族の住居につき、その債権者に対して差押えができないもの (insaisissables) とする旨の申請書 (déclaration) を公証人の面前で作成することを認めるものである。この申請書は、公示がなされ

た場合、公示の後に生じた債権を有する事業債権者に対して対抗することができる。

しかしながら今日、個人事業者の倒産手続きが開始され、その資産 (patrimoine) の全体が手続きに含まれる場合における差押禁止申請書の効力については、不明瞭な点が残されている。答えの概要を示すために、差押禁止申請に関して想定される異なる二つの場合を分けて検討しておこう。

第一の場合は、倒産手続開始の日において、差押禁止申請が有効になされ、かつ公示がなされることによって対抗される事業債権者のみが存する場合である。この場合、財産は差押えをすることができず、手続きの積極財産には入らない。しかしこのような例は稀であらう。

より頻繁に起こりうる場面は、多様な債権が存する場合である。すなわち、申請後の事業債権者、または申請前の事業債権者、さらには金融機関が主たる住宅の取得に信用供与するために貸付に同意した場合など個人債権者が混在する場合である。主たる住居としての住宅のように債務者の事業活動に充当されていない不動産は、依拠する立場によって、事業者の倒産手続きに参加する債権者が差し押さえることができたり、できなかったりすることになる。学説や控訴院の初期の裁判例は、法律の規定を欠くのである

から、財産は差押可能な状態にあり、倒産手続きに含まれると考えているようである。

この最初の試みは、事業者にとって些か不確実であったので、立法者は、資産レベルで、事業活動を分離することを可能とする真の保護制度を、事業者に与えることを望んだわけである。かくして、二〇一〇年六月一五^{***}日は、フランス法の中に、有限責任個人事業者 (EIRL) の地位を制度化するに至った。この第一の法律は、EIRL の新たな地位およびそれが承認する充当資産 (patrimoine d'affectation) のテクニックに対して倒産手続法を適用する二〇一〇年二月九日オルドナンスによって補完されることになった。⁽³⁾ それでは、この新たなEIRLの地位のために用いられた原則およびメカニズムを考察し (I)、しかる後に、事業者の支払不能手続き (Procédure d'insolvabilité) におけるその効力について検討することとしよう (II)。

I 有限責任個人事業者の新たな地位

二〇一〇年六月一五日は、民法学者の概念構成 (construction civiliste) が長らく基礎を置いてきた資産の

一体性 (l'unité du patrimoine) の理論を廃棄するという、フランス財産法の概念および原則における決定的な段階を記したことになる。とはいえ、EIRLの地位を定めるために導入された条文は、その廃棄によってもたらされる諸問題の全容をきちんと把握していないのではないかと危惧される。たとえば、担保法の手当では、今のところ、日程に⁽⁴⁾上がっていない。

しかしながら、この新たな地位は、二〇一一年一月一日から適用されるので、すべての個人事業者はそれを採用することができ、かつては保護の唯一の方法であった法人の設立 (création d'une personne morale) をまったく回避して、個人資産 (patrimoine personnel) から分離された充当資産 (patrimoine d'affectation) を創設することができ⁽⁵⁾る。加えて、立法者が、二〇一三年一月一日からは、EIRLが複数の事業資産 (plusieurs patrimoines professionnels) を設定することができると予告していることに言及しなければならない。そのことは、新たな疑念を生じさせ、大きな困難の原因となるであろう。この場合は、法人の設立を伴った一人会社 (société unipersonnelle) によることを義務づける方が望ましいと思われる。

この新しい地位の考察に着手するためには、まずはそれ

が事業者 (entrepreneur) に認められる地位の問題であって、事業 (entreprise) の概念を承認するわけではないということに注意しなければならない。混乱に続く混乱ではあったが、立法者は一度足りともフランス法を根底からひっくり返すことを望んでいたわけではないということである。

この EIRL の新たな地位は、個人事業者の活動の如何を問わず、個人事業者の全体を保護すべきものと理解されている (ただし、責任が限定されている会社の社員の保護には用いることができない)。活動の性質が、商業、手工業、自由業あるいは農業かによって異なった取扱いをしない、真の意味での事業法 (droit professionnel) がフランス法の中に成立したということが出来る。それでは、まずは充当資産 (patrimoine affecté) の設定および機能の態様を明らかに (A)、その後、とりわけ、この充当 (affectation) の効果について検討することが興味深いであろう (B)。

A—充当資産 (patrimoine affecté) の設定および機能の態様

EIRL に関する二〇一〇年六月一五日法の規定は、商法

典 L.五二六―六条から L.五二六―一二条に挿入された。それらの規定は一定の明確性を保持しているが、同時にこの資産の設定 (1) および機能 (2) について疑問も提起されている。

1 資産 (patrimoine) の設定

充当資産 (patrimoine affecté) の設定について、立法者は、その資産を構成する財産 (a) を決定し、設定の要式 (b) を規定している。

(a) 充当される財産 (les biens affectés)

商法典新 L.五二六―六条および L.五二六―一二条は、事業資産に充当できる財産を三つのカテゴリに区別することを明らかにしている。すなわち、必要な財産 (biens nécessaires)、活動に有益な財産 (biens utiles) および共同所有権の対象となる財産 (biens faisant l'objet d'une propriété collective) である。⁽¹⁾

必要な財産 (biens nécessaires)

充当資産 (patrimoine affecté) の中に強行的に含まれなければならない財産、すなわち事業活動を行うのに必要

な財産であるが、それは主として、事業財産 (le fonds) (営業財産 (le fonds de commerce) 、自由業財産 (le fonds liberal) または農業財産 (le fonds agricole) 、原料 (le matériel) 、在庫 (le stock) 、契約 (les contrats) (商事賃貸借 (bail commercial) 、リース契約 (contrats de crédit-bail)) 、工業所有権 (les droits de propriété industrielle) および事業用不動産 (les immeubles professionnels) である。原則的に充当が義務づけられ、このカテゴリーの財産を事業活動に充当しない場合、事業者への EIRL の地位の付与は拒絶されなければならない。この点からは、会社の設立のために、一人の社員が会社に対して自由に財産を出資できるのとは比べると、この地位はより拘束が強いようである。

以上の全体像から出発して、以下のいくつか考察すべき点が生じ得る。

第一には、事業資産 (patrimoine professionnel) の創設を決定する事業者にとって、その事業資産の中に、単純にいくつかの財産に関する賃貸借契約を加えれば、財産自体は加えなくてもよいのか、まずは躊躇を覚えるところであろう。たとえば、個人資産 (patrimoine personnel) の中

に事業用不動産を残しつつ、事業資産 (patrimoine professionnel) にはその不動産についての営業財産の管理賃貸借 (location-gérance du fonds de commerce) 、とりわけ商事賃貸借 (bail commercial) を加えるという場合が想定される。このような状況には二重の実益が存する。すなわち、財産が事業資産となるのを免れるので、事業債権者がそのリスクを負うことになるとともに、EIRL は、個人資産において賃料を収取し収益源とすることができる。同一人が二つの資産の名義で行動することを前提としたこれらの取扱いを実現するためには、法的人格 (personnalité juridique) レベルではなく、資産 (patrimoine) レベルで推論する必要がある。そのように考えれば、この点を理解することは可能ではある。では、有限責任個人事業者は、個人資産の中にある財産を、事業資産の名義で自ら賃貸することは可能であるのか、それは明白なのか。それはフランス法では伝統的に禁止されてきた自己契約 (contrat avec soi-même) の問題を生じさせないのか。同様に、類似的の疑問が保証にいても生じるであろう。すなわち、事業者は、個人資産の名義で行動することによって、充当資産の債務を担保するために保証人となることができるのか。またその逆は可能か。今後は、名義人 (titulaire) が誰か

を、人 (personne) のレベルではなく、資産 (patrimoines) のレベルで考えなければならないのであろうか。このような状況は、我々の法の現状においては認識するのが困難であるが、法を発展させ、分析視角を修正すること、さらに一歩踏み超えて、もはや法人格 (personnalité juridique) という用語で考えるのではなく、資産 (patrimoine) すなわちそれに基づいて法的取引が可能となる財産の集合 (masse de biens) を観念することが必要となるように思われる。そこにこそ、資産の一体性の原則 (le principe de l'unité du patrimoine) の下、若い頃から養成されてきたフランスの法律家にとり省察を要すべき重要なポイントが存する。

次に、もう一つ疑問が生じる。それは、同一の事業者が、いくつかの特定された財産を含んだ複数の充当資産 (plusieurs patrimoines d'affectation) を創設した場合に関する疑問である。商法典 L. 五二六―六条は、一つの同一の財産 (un même bien) は、唯一の事業資産 (un seul patrimoine professionnel) のみに組み入れることができる」と明記しているが、設定の時点においてそれをコントロールすることは不可能であろう。たとえば、錯誤によってあ

るいは悪意によって二重の充当 (une double affectation) は生じうるが、それは、事業主をして、複数の取引先から信用を得ることを可能にする。倒産手続きではどうなるのか。いずれの債権者がその担保 (責任財産) から利益を得るのか。夫婦共通財産 (biens communs) に関して、夫婦につき連続して倒産手続きが開始された場合に、夫婦共通財産は最初に開始された手続きに取り込まれると判示した近時の判例との関連で検討する必要があるだろうか。私はそうは考えない。なぜならば、商法典 L. 五二六―一二条が、同法典 L. 五二六―六条の充当規定に対する重大な違背 (manquement grave) がある場合には、事業者は新たにその資産の全体 (l'ensemble de son patrimoine) について責任を負うと規定しているからである。それは、重複したいくつかの充当を失効させ、再構成された一つの倒産財団としての手続きに従わせることになるであろう。こうして、充当規定の十分な尊重によって、資産の保護が図られることは明らかであるように思われる。

有用な財産 (biens utiles)

EIRL は、活動にとって有用な財産の充当を自由に定めることができる。充当決定 (une décision d'affectation)

を前提とする異質なカテゴリである。有限個人事業者は、より保護されようと思えば、このカテゴリに何も入れないようにすると想像される。

共同所有権 (propriété collective) の対象となる財産

採用された条文は、共同所有権の対象となる財産について詳細に規定している。たとえば、夫婦共通財産 (les biens communs des époux)⁽⁷⁾ と共有財産 (les biens indivis) がそれである。充当 (affectation) は、共同所有者が同意すること、および、一度、充当がなされた場合、その財産に関する債権者の権利について知らせることを前提とする。それらの財産は、唯一の資産にのみ充当することができ。これらの要式が履践されない場合には、充当は対抗不能 (inopposabilité) となる。共同所有者の一人が、活動に必要な財産の充当を拒絶する場合は、EIRLのテクニックはもはや用いることができないであろう。

(b) 設定の要式

充当財産の設定の要式として、二つの種類のものが要求されている。すなわち、充当された財産の評価をなすこと、および公示を履践することである。

財産の評価 (l'évaluation des biens)

この評価手続きは、財産につきそれぞれ別異になされる。一方では、法律は価値が三万ユーロを超えるすべての財産につき評価を要求する。この評価は専門家すなわち主として会計士 (expert-comptable) または会計監査役 (commissaire aux comptes) によってなされなければならない。事業者が異なる価値を付している場合には、事業者は、その価値につき債権者に対して個人的に責任を負う。ここには出資に関する会社法のテクニックが見出される。

公示 (les publicités)

公示の要式は、二〇一〇年六月一五日法中商法典L.五二六―七条乃至L.五二六―九条において詳細に定められている。事業者は、事業者が登録されている登録簿 (registre)、すなわち商業・会社登記簿 (registre du commerce et des sociétés) または職人職業登記簿 (registre des métiers pour les artisans) に対して充当申請書 (déclaration d'affectation) を提出しなければならず、登録されていない自由業者 (professionnels libéraux) および農業従事者 (agriculteurs) については、特別な登記

簿 (registre spécial) が調製される。事業者は、二〇一三年に予定されている複数の充当資産の創設が認められた場合には、識別が可能ないように充当資産に名称を付さなければならぬ。不動産が充当される場合には、公証人の関与が義務づけられ、かつ不動産登記簿 (registre foncier) への公示がなされなければならない。

2 充当資産 (patrimoine affecté) の機能

充当資産の設定に続いて、充当資産の機能を検討する。ここでは、その構成および、事業資産となる充当資産について行うことができる法的取引について検討することにした。

(a) 充当資産 (patrimoine affecté) の構成

すべての資産と同様に、充当資産の内容も時間に応じて変動する。充当資産が処分可能であるのは明らかであるから、個人事業者は、その資産を構成する財産に組み入れるもの (des entrées) と取り出すもの (des sorties) とを自由に決定することができる。そのことは、事業活動の展開という点からすると必要不可欠であろう。この自由の原則は、資産が存続する間、資産の構成をいかに認識するかと

いう問題を惹起することになる。

この点について、当初の法案にもたらされた修正は、充当財産の状況についての第三者の認識を改善するものであった。当初は、充当資産の変動は、唯一商法典 L. 五二六―一三条によってのみ知ることができた。すなわち、同条は、登記簿に添付するために提出される EIRL の年次会計報告書 (les comptes annuels) において、充当財産の構成 (composition) および価値 (valeur) の現況が最新化されると規定する。その結果、充当資産の構成は、ある一定の時点、たとえば倒産手続開始の時点において、事業者が行った取引によって、当初の申請には必ずしも対応していないということになる。かくして、充当資産の構成が不明瞭になることが、その施行の困難性として立ち現れてきたのである。

それゆえ、一定の財産、たとえば不動産 (biens immobiliers)、共通もしくは共有財産 (les biens communs ou indivis) または評価対象財産 (les biens soumis à évaluation) については、充当資産の設定後のすべての充当は、登記簿への充当訂正申請 (déclaration rectificative d'affectation) をしなければならず、それを怠った場合、その充当は対抗できないとの規定を置くことが必要となる。

このような修正が進歩だとしても、次のような事態が想定できなくはない。すなわち、事業者によってある事業財産が売却され、かつ事業者が対価を個人資産に充当する意図を有していたという場合である。EIRLが非充当資産 (patrimoine non affecté) の中に支弁する収益を決定することができると規定する商法典L.五二六―一八条は、事業者がそれを完全に成し遂げることを可能としている。事業者は、フロード (詐欺) を証明しない限り、それに対抗する手段を有しない。充当資産および主要な財産の正確な範囲 (構成要素) を認識することは困難であるので、EIRLが提出する会計書類をチェックすることが必要となろう。

(b) 充当資産 (patrimoine affecté) についてなされる
法的取引

立法者は、事業者がその充当資産につき行うことができる法的取引につき、商法典の複数の規定を当てている。この法的構成には、二重の現実が反映している。すなわち、一方では、地位は変更され得るものであるという点、他方では、充当資産 (patrimoine affecté) が事業上の性質 (à nature professionnelle) を有することから、移転

(transmission) や出資 (apport) など、取引法において伝統的とされる取引が行われ得る点である。それらは非充当資産 (patrimoine non affecté) については不可能である。かくして、法律上は、放棄、移転および出資につき明文が置かれている。

放棄 (renonciation)

商法典L.五二六―一五条は、EIRLが行った充当を自ら放棄できる旨規定している。全部放棄については、申請は将来に向けて効果の発生を停止し、債権者の全体にその効力が及ぶ。よって (すでに) 充当された財産 (Les biens affectés) は、事業上の債権者の限定的な担保 (le gage exclusif) であり続けるが、事業者の債権者は、放棄がなされたからといって、個人資産 (le patrimoine personnel) について権利の行使を主張することができるわけではない。

充当資産の移転および譲渡 (la transmission et la cession
du patrimoine affecté)

立法者によって、充当資産の移転が認められたが、それは積極財産および消極財産の移転であり、EIRL以前に存在していたものとは全く異なる。というのは、事業の移転

(transmission de l'entreprise) は、ファンド (営業財産、職人財産、農業財産または自由業財産の譲渡) の譲渡 (cession de fonds) という形式で行われるが、ファンド (fonds) はフランス法においては、事実上の包括体 (universalité de fait) であって、法的な包括体 (universalité de droit) ではないと分析されているので、積極財産 (actif) しか含まれない。この充当資産の移転 (transmission du patrimoine affecté) は、事業者の一人ないし複数の相続人が事業活動を引き受けることを望む場合には、事業者の死亡によって生じる。同様に、一人の引受人 (un reprenneur) への無償または売却による移転も想定される。これらの様々な取引の際には、第三者に EIRL の交替を知らしめるために公示の要式が履践されなければならない。債権者は保護される。この取引が、充当資産の所有権の移転を伴い、債権者に信用上の危険を引き起こすおそれがある場合には、債権者は異議 (opposition) を申し立てることができる。この訴権は、移転の実行を妨げはしないが、債権者に、直ちに債権の弁済または担保の設定を得させる (商法典 L. 526-17 条)。

法人への出資および譲渡 (l'apport et la cession à une

personne morale)

立法者は、商法典において、法人、特に法人格がメリットと考える事業者によって設立される会社に対して、充当資産を移転する可能性について検討している。この状況においては、法人格が認められるのであれば、事業資産と個人資産との区別する実益がないので、充当は消滅する。

B 債権者の地位

二〇一〇年六月一五日法の本質的な寄与は、充当資産の創設を受け入れることによって、EIRL の信用の維持に必要な保護を確保しつつ、相關的に債権者の担保 (責任財産) を制限することにあった。

1 債権者の担保 (gage) の制限

商法典 L. 526-12 条は、二〇一〇年六月一五日法によって実現した比較的複雑なシステムの核心部分をなす。

第一には、本条は、EIRL の地位を承認し、充当資産を創設することによりその資産を分割することを決定した事業者の債権者に対する充当申請書 (la déclaration d'affectation) の対抗 (opposabilité) の要件を規定している。一方では、本規定は、充当申請書が、当該充当の後に

発生した権利を有する債権者に対しては当然に対抗できることを明言する。他方では、フランスのシステムにおける法律不遡及の原則ともかわるが、本条は、厳格な要件の下、充当申請以前の債権者に対しても対抗し得る点を付加している。事業者は、申請書の中にこの対抗を予告 (prévoir) しなければならず、次いで、申請書が対抗されるべき以前の債権者に対して個々に告知 (informer) しなければならぬ。債権者は、異議を申し立てて反論することができ、それによって債権の弁済または担保の設定を得ることができる。それ (予告および告知) を欠く場合、申請書は、それらの債権者に対して対抗できない。

以上の対抗の問題を解決した上で、第二に、商法典L.五二六―一二条は、充当申請書が債権者の担保 (責任財産) を制限する効果を持つことを明言している。それは民法典の規定の例外をなす。かくして、申請書が対抗され、かつ資産が充当された事業活動から生じた債権の債権者は、事業資産 (le patrimoine professionnel) のみを担保とする。申請書が対抗される他の債権者は、個人資産 (le patrimoine personnel) のみが担保となる。申請書が対抗されない債権者は、EIRLの財産のすべてを担保 (責任財産) として保持する。

個人事業者が、その固有財産および夫婦共通財産を、事業債権者 (créanciers professionnels) の追及から守ることを可能とする防御策を手にしたことは、大いなる変化である。さらに、法文は、この新たな仕組みが、差押禁止申請書 (déclaration d'insaisissabilité) と競合し得ることを認める。ただ、たとえ立法者によって認められた目標がまさに有限責任事業者の保護であるとしても、この財産の仕切り (cloisonnement) は絶対的というわけではなく、それを打ち破る手段も想定されている。

2 債権者の保護手段

立法者は、EIRLが、もつともよい条件で事業活動を行うために認められた有利な状況を濫用する (abus) 場合において、債権者を保護する様々な手段を想定している。一方では、EIRLの地位は、すべての状況において事業者を保護すべきではない。たとえば、商法典L.五二六―一二条において、事業者が詐欺 (fraude) を犯した場合、あるいは充当資産の会計監査をなすべき義務や、資産につき一つまたは複数の銀行口座を開設すべき義務など、事業者に課された義務を遵守しない場合、充当すなわち資産上の保護は停止すると定められている。銀行口座開設義務違反

によって生じた混和 (confusion) は、必ず債権者にその事業者の財産の全体 (l'ensemble des biens) につき権利を再付与することを導くであろう。

他方では、法文によると、事業者によってその個人資産 (patrimoine personnel) に充当される収益 (revenus) が不十分な場合には、債権者 (個人債権者) は、会計年度末に (lors du dernier exercice clos)、事業者によって得られた利益について一般担保権 (droit de gage général) を行使することができる。そもそも、商法典 L. 五二六 - 一八条は、事業者には、その事業活動から得られる収益を個人資産に充当するすべての自由を与えている。仮に個人債権者が極端に厳しい取立を行うならば、事業者は、その収益を充当資産 (patrimoine affecté) の中に保持し、意図的な支払不能 (insolvabilité volontaire) を作り出す決定をなすことも可能である。この策略は、分離に反しないで収益の一部を差し押える可能性を認めることによって奏功しなくなる。

フランス法の伝統から見ると特異なこの新たな法状況によってもたらされる展望は、その利点とともに、危険性および脆弱さを示している。この絵は、最後の一筆、すなわち倒産手続法 (droit des procédures collectives) からの一

筆を施さない限り、画竜点睛を欠く。

II 倒産法に直面した有限責任個人事業者の新たな地位

二〇一〇年六月一五日後には、オールドナンスによる、経済破綻法 (le droit de la défaillance économique) (倒産手続 (procédures collectives) 法および多重債務 (surendettement) 法)⁽⁸⁾と充当資産の新たなテクニクとの調整というきわめてデリケートな任務が政府に残された。二〇一〇年一二月九日オールドナンス二〇一〇 - 一五一二号は、その仕事を果たし、個人事業者の事業資産および個人資産に適用される新たな制度を完成させた。⁽⁹⁾

商法典第六編において、もっとも重要な対応が、救済、裁判上の更生および清算の手続き (les procédures de sauvegarde, de redressement et de liquidation judiciaires) についてなされた。倒産の予防 (prévention des difficultés) の方法は、資産の充当とはあまり関係していない。それと異なり、裁判上の倒産手続き (procédures collectives judiciaires) に関しては、事業資産 (patrimoine professionnel) と個人資産 (patrimoine

personnel) を区別することなく、債務者の人格 (la personne du débiteur) および資産の一体性 (l'unicité du patrimoine) に基づき強固に確立されてきた原則が、充当資産 (patrimoine affecté) のテクニックに依拠することによって、根本から修正されることになった。EIRL 法は、それゆえ、一方では、事業活動に当てられた充当資産 (patrimoine affecté) については、倒産企業の法および企業を救済するために作り上げられてきたメカニズムを優先的に維持することを許容するが、他方では、非充当資産 (patrimoine non affecté) を中心とした活動をなすことが妨げられないようにしている。だが、システムの利点は、仕切り (cloisonnement) の中に存する。かくして事業者によって行われた分離は、商法典第六編 (事業債務 dettes professionnelles) と多重債務に関する消費法典 (非事業債務 dettes non professionnelles) の間で、⁽¹⁰⁾ 資産が遭遇する倒産の取扱いを振り分けることになる。それは、消極財産 (passifs) の各カテゴリーに、より適合的な取扱いを実現するものでなければならぬ。

さらに二〇一〇年十二月九日オルドナンスは、二〇一一年一月一日から EIRL の地位を採用する事業主 (chef d'entreprise) の資産上の保護を実現すべく規定を完備し

た。これは、バランスの取れた解決を追求するとのオルドナンスの指針に基づくものである。もし倒産手続上、有限責任個人事業者の保護が必要であるとしても、その保護は、会社経営者 (dirigeant de société) に対して認められる保護よりも重要だとはいえないであろう。それは後者においてすでに定式化された規則を前者にも拡大することを帰結する。それゆえ、全体として、個人事業 (l'entreprise individuelle) と会社 (la société) の間に位置づけられる、ハイブリッドな地位という印象を与える。それは二〇一〇年六月一五日法においても既に現れていたシエーマである。オルドナンスは、有限責任個人事業者が直面する商法典第六編の裁判上の手続きの領域および周辺領域について詳細な指針を提示しているが (A)、その手続きの展開において、多くの点が不明瞭であり、既存の規定が EIRL に拡張されるか否かを検討する必要がある。その点が実務上いくつかの困難をもたらすおそれがある (B)。

A EIRL の倒産手続きの周辺領域

二〇一〇年十二月九日オルドナンスには、倒産手続きの「主体 (sujet)」を示す呼称が集められている。たとえば、第六編の条文が未だ「人 (personne)」という呼称を含ん

でいた場合には、オルドナンスは、それを廃止するように考慮し、「債務者 (débiteur)」という、よりニュートラルだと判断される用語を用いている。オルドナンスには、明らかに倒産手続きの「非人格化 *désincarnation*」が現れており、EIRL の場合には、何よりもまず充当資産 (*patrimoine affecté*)⁽¹¹⁾ に関連する。条文は倒産時の活動を詳細に規定している。

用語法は様々であるが、商法典 L. 680-1 一条は、倒産手続きに関する規定が、有限責任個人事業者によってなされた事業活動を理由に適用される場合には、資産ごとに (*patrimoine par patrimoine*) 適用される。たとえば、いくつかの例で、この原則の適用を検討してみよう。二〇一三年までは、充当資産を伴って (*avec un patrimoine affecté*) なされた活動と、充当なしに (*sans affectation*) なされた他の活動が対立するということが想定される。かくして二つの区別された手続きが、それぞれの資産上の結果に対応する。それゆえ後者の活動は、非充当資産のすべてを義務づける。二〇一三年一月一日からは、複数の独立した活動を行う事業者は、それぞれの活動について充当資産を創設するので、事業資産ごとに一つの手続きが想定されるようになる。よって、個人財産はより保護されること

になろう。

倒産手続きは、現在、手続きの中におかれた債務者の資産とは別の資産を作り、債権者への弁済に用いられる積極財産を十分なものにするために、それらの資産を結合させることを目指しているが、上記の新たな状況は、この手続きの拡張 (*extension de procédure*) のメカニズムに影響を及ぼすであろう⁽¹²⁾。今日までは、資産の一体性の原則によって、区別された二つの自然人または法人が觀念されてきた。今後は、資産の充当というテクニクにより個人事業者によって分別された様々な資産、すなわち複数の事業資産、事業資産と個人資産を、同様に結合することが想定されよう。それゆえ、商法典 L. 621-1 二条は、この点について、オルドナンスによって補完されたわけである。

一方では、有限責任個人事業者における拡張は、EIRL の二つないし複数の資産の間に不合理な融資関係が結ばれた場合には、伝統的に認められてきた資産の合併 (*confusion des patrimoines*) という形をとることができる。二〇〇五年七月二六日法によって商法典の中に導入される以前から、このような行為を想定した判例によって導き出されたルールを移し替えたものである。

他方では、この資産の結合 (*réunion de patrimoines*)

は、同様に、EIRLに固有の新たな原因に基づいて根拠づけることも可能である。オールドナンスの起草において商法典L.六二一―一二条によって想定されている二つの場面は、同法典L.五二六―一二条から直接に借用したものである。それらは、たとえば、EIRLがその活動に用いているにもかかわらず、活動に必要な財産として充当資産の中に位置づけていないなど、充当規定に対する違反を犯した有限責任個人事業者に制裁を与えることを認める。

さらに、二〇一〇年一月九日オールドナンスは、倒産手続開始前に個人事業者によってなされた詐害行為 (des actes frauduleux) に反撃するために危機時期における無効 (nullités de la période suspecte) のテクニックを介して、資産の再設定 (reconstitution du patrimoine) に関する個別の規定を予定している。オールドナンス四条は、商法典L.六三二―一二条を補完し、「L.五二六―一八条に規定された収益の支弁の留保の下になされた財産のすべての充当または充当の変更で、その結果、その個人事業者の他の資産の利益において、手続対象である資産の損失を発生させるもの」に対しては、法的無効 (la nullité de droit) を適用する新たな項を設けた。この新たな場面が、条件がみたされるならば、有限責任個人事業者に対して同様に適用さ

れうる他の場面に追加された。その特徴は、法的無効の他の場合が第三者の利益においてなされた行為に関するのと比較すると、他の異なる資産の名義において行動する事業者の利益においてなされる取引に対して向けられる点にある。条文の精神は、完全に理解し得るものであり、事業債権者の担保を保全するために、手続きの対象とされる資産を再設定することに認められる。

B 有限責任個人事業者に関する手続きの展開

有限責任個人事業者の地位の採用は、倒産手続きが開始された場合における個人事業者およびその債権者の状況を変更する性質を有する。個人事業者は、必ずしも絶対的ではないにしても、資産充当の保護を受けるが(1)、債権者は、担保権(責任財産)の制限に直面する(2)。

1 有限責任個人事業者の運命

EIRLの地位を採用した個人事業者は、充当資産の一つまたは複数の倒産手続きが開始された場合、二重の地位に置かれ、倒産手続きの規定は、困難となった活動(l'activité en difficulté)およびそれに充当された資産(le patrimoine qui y est affecté)についてのみ適用される。個人

事業者は、消費法典を修正したオルドナンス九条が規定するように、非事業債務 (des dettes non professionnelles) についての多重債務手続きが開始される可能性は存するものの、個人資産 (patrimoine personnel) についての権限は保持する。しかし、有限責任個人事業者の保護という掲げられた意図にもかかわらず、倒産手続開始の効果を完全に無力化することはできない。二〇一〇年一月九日オルドナンスが、会社の経営者 (dirigeants de société) に適用される規定の主要な部分を移設したからである。かくして、有限責任個人事業者は、事業資産 (le patrimoine professionnel) として設定された積極財産の不足分につき、非充当資産 (le patrimoine non affecté) によって責任を負うべき額を支払うように命じられる可能性が生じる。

倒産手続きにおいては、EIRL は、法人の代表 (le dirigeant de personne morale) ではないが、それに類して取り扱われることになる。このような類推 (assimilation) は正当であり、そうでないならば、有限責任個人事業者のために、正当化し得ない法的な不均衡 (déséquilibre juridique) を作り出し、詐害 (fraude) の原因となるであろう。⁽¹³⁾ とはいえ、責任は、法人が設立されていても設立されていなくても、同様に限定されるべきである。

2 債権者の運命

極めて奇妙なことに、債権者の運命は倒産手続きにおいては立法者の第一の関心事の一つであるのだが、オルドナンスは、比較的、債権者の地位について控え目である。その結果、債権者は、特別の規定が存しない限り、EIRL の利益においてこの手続きが開始されたときにも、他の手続きにおけると同様に取り扱われることになる。

オルドナンスにかかる商法典 L. 六八〇―三条は、倒産手続法の規定のうち債権者に関する規定は、困難となった活動に充当された資産 (patrimoine affecté à l'activité en difficulté) のみに限定して適用されとする。債権者は、他の資産についてはその権利の行使を保持することになる。それゆえ、債権者には、開始された手続きにおいて、倒産共通法 (droit commun) の規定が適用されることを帰結しなければならぬ。⁽¹⁴⁾

深刻な困難の一つは、充当資産を対象とする手続きに参加すべき債権者をきちんと特定できるかという点にある。ケース・バイ・ケースで、充当 (affectation) との関係で債権者の地位を決定するのが妥当であろう。というのは、二〇一〇年六月一五日は、いくつかの条文において、個

人事業者がなした充当の対抗または対抗不能のルール (règles d'opposabilité ou d'impossibilité des affectations réalisées par l'entrepreneur) を置いているからである。たとえば、充当申請 (la déclaration d'affectation) 以前の債権者については、有限責任個人事業者によってなされる手続履践の如何によることになる。もし、申請書が、商法典L五二六―一二条に予定された要式の加重な手続きによって、申請以前の債権者に対抗できない場合には、それらの債権者は、債務者の財産のすべてについて担保 (責任財産) を有しているので、その債権の性質の如何を問わず、手続きに参加すべきである。もちろん、この手続きへの参加は、倒産共通法の要件に従った債権の届出が必要である。かくして、EIRLを対象とする倒産手続きにおいては、権利および義務が異なる可能性のある多様なカテゴリの債権者が参加することになる。申請書の提出 (dépôt de la déclaration) 以前に発生した債権を有する事業者の債権者は、特別な手続きがない限り、申請書は対抗されず、充当された財産について担保 (責任財産) を有するので、手続きに参加する。申請後に権利が発生した債権者は、法律上当然に充当の効力を受け、その債権の性質にに応じて、あるいは非充当資産 (le patrimoine non affecté) について、あ

るいは充当資産 (le patrimoine affecté) について、限定的な担保 (gage exclusif) を有することになる。この最初の区別は、まずは商法典第六編の原則の適用領域を決定する際に考慮される。次いで、この区別の上に、倒産手続法における手続開始前の債権者 (créanciers antérieurs) と開始後の債権者 (créanciers postérieurs) という伝統的な区別が接合される。

最後に、裁判上の清算手続きの終結の時点において、債権者は、商法典L六四三―一二条に限定的に列挙された場合には、債務者に対して追及する権利 (droit de poursuite contre le débiteur) を再取得する余地がある。これらの規定は、オルドナンスによって、EIRLの地位について採用された。例えば、EIRLによって、一人または複数の債権者に対して犯された詐欺 (fraude) は、裁判所をして、すべての債権者に非充当資産 (le patrimoine non affecté) への追及を許可する可能性を与えることになる。オルドナンスによって特別に修正された追及権の再取得の場合以外でも、他の規定が同様に適用され、非充当資産への追及の行使が認められるであろう。よって、救済手続き以外の倒産手続きが開始された場合のEIRLにとってのリスクは、会社の代表を待ち受けるリスクとほぼ均衡を保ったものと

なっている。

この報告を締め括るに当たって、EIRL のテクニックは、資産の一体性の原則 (principe de l'unité du patrimoine) に運命的な一撃を加えて、フランス法システム (le système juridique français) を大きく変容させたが、そのフランス法システムの中に、EIRL のテクニックがその地位を見出すことを望みたい。すべての改革と同様に、それは希望と不安を、同時に好奇心を掻き立てる。その将来はいかにあるか。その点に言及するにはいかにも時期尚早であろうアングロ・サクソン人が説くように、Wait and see...、暫し成り行きを見守るつもりしたい。

- (1) F. Pérochon, L'efficacité des mécanismes de prévention des risques, *Rev. proc. coll.*, nov.-déc. 2010, dossier, p. 71.
- (2) F.-X. Lucas, EIRL, de la fausse bonne idée, à la vraie calamité, *Bull. Joly Sociétés* 2010, p. 311 ; M. Menucq, L'entreprise à responsabilité limitée : quelle utilité, *Rev. proc. coll.* 2010, repère 2.
- (3) B. Dondéro, EIRL, Duo in carne una, A propos de

l'ordonnance du 9 décembre 2010, *JCP* éd. G 2010, 1261 ; G. Noté, Adaptation du droit des entreprises en difficulté et des procédures de traitement des situations de surendettement à l'EIRL (ord. 2010-1512, 9 déc. 2010), *JCP* éd. E 2010, act. 680 ; F. Vauvillé, Commentaire de la loi du 15 juin 2010 relative à l'entrepreneur individuel à responsabilité limitée, *Defrénois* 2010, p. 1649 ; B. Saintourens, EIRL, commentaire de la loi 2010-658 du 15 juin 2010, *Rev. sociétés* 2010, p. 351 ; J. Prieur et D. Coiffard, Le patrimoine professionnel affecté : l'EIRL, *JCP* éd. N 2010, 1390.

- (4) C. Hoir-Laupêtre, L'EIRL : un patrimoine affecté voué à une désaffectation certaine, *LPA* 14 janv. 2011, p. 3.
- (5) V. Legrand, EIRL : lancement des opérations et premier casse-tête à l'intention des aspirants (composition du patrimoine affecté), *LPA* 3 janvier 2011, p. 3.
- (6) *Cass. com.* 16 mars 2010, n° 08-13147.
- (7) Ph. Simler, EIRL et communauté de biens entre époux, *JCP* éd. G 2011, 4.
- (8) V. Legrand, Le chapitre II de l'ordonnance du 9 décembre 2010 concernant le surendettement de l'EIRL : premiers constats et déceptions, *D.* 2011, p. 99.
- (9) J. Vallansan, Le sort de l'éventuelle entreprise à

patrimoine affecté soumise à une procédure collective, *JCP* éd. E 2010, 1083 ; M. Sénéchal, Le patrimoine affecté à l'épreuve des procédures collectives, *Dr. & patrimoine*, avr. 2010, n° 191, p. 89.

(10) V. Legrand, *préc.*

(11) M. H. Monsérie-Bon, L'entrepreneur individuel à responsabilité limitée et le droit des entreprises en difficulté, *Bull. Joly* 2011, dossier, p. 270.

(12) P. M. Le Corre, L'heure de vérité pour l'EIRL : le passage sous la toise du droit des entreprises en difficulté, *D.* 2011, p. 90.

(13) F. X Lucas, EIRL, le casse-tête pour les procédures collectives, *L'essentiel droit des entreprises en difficulté*, 1^{er} juill. 2010, p. 1.

(14) S. Piedelièvre, L'EIRL et les procédures collectives, *LP4* 4 fév. 2011, p. 7.

【訳者注】

* 本資料は、マリ＝エレヌ・モンセリエ＝ボン (Marie-Hélène Monsérie-Bon) トゥールーズ第一大学 (フランス) 教授が、二〇一一年二月七日、慶應義塾大学において行った講演のために用意された原稿 (La protection de l'entrepreneur individuel par la reconnaissance du

patrimoine d'affectation : La loi française du 15 juin 2010 relative à l'EIRL) の翻訳である。当日は、講演に引き続いて、慶應義塾大学大学院法務研究科・金山直樹教授の通訳により、講演参加者との間で活発な質疑応答が行われた。モンセリエ＝ボン教授のこの度の来日は、トゥールーズ第一大学と提携関係を有する大阪大学の招聘によるものであるが、大阪大学のご厚意で、同じくトゥールーズ第一大学と提携関係にある慶應義塾大学での今回の講演会が実現するに至った。大阪大学および同大学大学院高等司法研究科・松川正毅教授には、格別のご配慮に心より御礼を申し上げたい。同年二月一八日には、大阪大学においても同一内容の講演が実施されており、その仏文テキストが同大学紀要 (Osaka University Law Review, No. 59) に掲載される予定と伺っている。また、慶應義塾大学への招聘については、平成二二年度科学研究費補助金 (基盤研究(C)) の助成を得た。

なお、本講演のキーワードである patrimoine および patrimoine d'affectation の訳語については、わが国において未だ定着していないことから、本翻訳においては、「資産」および「充当資産」を仮訳とし、可能な限り、「資産 (patrimoine)」、「充当資産 (patrimoine d'affectation)」と原語を付して表記することとした。この点につき、片山「財産—bien および patrimoine」北村一郎編『フランス民

法典の二〇〇年』(有斐閣・二〇〇六年)一七七頁注(1)、一九五〇―一九六頁を参照されたい。

* Marie-Hélène MONSÉRIÉ-BON。トゥールーズ第一大学 (Université Toulouse I Capitole) 教授。専門は、商法・倒産法で、同大学取引法研究所 (Centre du Droit des Affaires) の所長を務める。主要著作として、Marie-Hélène Monsérié, *Les contrats dans le redressement et la liquidation judiciaires des entreprises*, Bibliothèque de droit de l'entreprise, t. 33, Litec, 1994, préf. de Corinne Saint-Alary-Houin ; Yannick Libery, Marie-Hélène Monsérié-Bon et Patrick Serlouten, *Les sociétés unipersonnelles*, 2008, Joly éditions ; Marie-Hélène Monsérié-Bon et Laurent Grosclaude, *Droit des sociétés et des groupements*, 2009, Montchrestien などがある。なお、トゥールーズ第一大学は、訳者が同大学の招聘研究員であった二〇〇〇年に、慶應義塾大学と学術交流の提携を結んだが、モンセリエ・ボン教授は、当時トゥールーズ第一大学国際関係担当副学長・マリ＝ノエル・ボンヌ (Marie-Noëlle Bonnes) 教授を補佐し、両大学の提携に向けて尽力された。同年の両大学の提携および二〇〇二年に実施されたトゥールーズ第一大学の表敬訪問 (団長・ベルナル・ベロック (Bernard Belloc) 同大学学長) の受入れに際しては、田中俊郎法学部名誉教授 (当時国際センター所長、後に慶應義塾常任理

事)、朝吹亮二法学部教授 (当時法学部日吉主任) をはじめとする法学部の先生方に大変お世話になった。記して謝意を表する次第である。

* 有限責任個人事業者に関する二〇一〇年六月一五日法律六五八号 (loi n° 2010-658 du 15 juin 2010 relative à l'entrepreneur individuel à responsabilité limitée)。参考資料として、巻末に、同法律によつてフランス商法典第五卷商事証券および担保 (Livre V^e : Des effets de commerce et des garanties) 第二章担保 (Titre II : Des garanties) 第六節個人事業者及び配偶者の保護 (Chapitre VI : De la protection de l'entrepreneur individuel et du conjoint) に新たに追加された第二款有限責任個人事業者 (Section II : De l'entrepreneur individuel à responsabilité limitée, L.526-6 à L.526-21) の翻訳 (試訳) を掲載する。二〇一〇年六月一五日法は、商法典の改正にとどまらず、民法典、租税一般法典、租税手続法典、社会保障法典などの関連諸法規の改正 (同法律第二条以下) を伴うものであるが、ここでは改正の中核となる商法典の改正 (第二条) のみを取り上げる。なお倒産手続きとの関係については、有限責任個人事業者に対する企業倒産法および過剰債務状況処理手続法の適用 (adaptation du droit des entreprises en difficulté et des procédures de traitement des situations de surendettement à l'entrepreneur individuel à responsabilité limitée)

に関する二〇一〇年二月九日オールドナンス二〇一〇一五
一二号が公布され、商法典、消費法典および貨幣金融法
典などの関連諸法規が改正されている。

【参考】有限責任個人事業者に関する二〇一〇年六月一日
法律六五八号による商法典の改正 (試訳)

【商法典L.五二六―六条】

一項―すべての個人事業者 (entrepreneur individuel) は、
法人を設立することなく、個人資産と分離された資産
(un patrimoine séparé de son patrimoine personnel) を
事業活動 (activité professionnelle) に充当する
(affecter) ことができる。

二項―その資産は、事業活動に必要な、個人事業者を名義
人とする財産 (biens)、権利 (droits)、債務
(obligations) 又は担保 (sûretés) の集合 (ensemble)
によって構成される。それは同様に、個人事業者を名義
人とする財産、権利、債務又は担保で、事業活動のため
に用いられ、かつ個人事業者によって事業活動への充当
が決定されるものを含むことができる。ある同一の財産、
債務又は担保は、唯一の充当資産 (patrimoine affecté)
についてのみの構成要素 (composition) となることので

きる。

三項―前項の適用除外として、農業及び海洋漁業法典L.三
一一―一条の意味における、農業を営む個人事業者
(l'entrepreneur individuel exerçant une activité
agricole) は、個人資産の中で経営 (exploitation) のた
めに用いられる土地を充当しないことができる。この権
能は、経営者 (exploitant) が所有者であるすべての土
地に適用される^(※)。

四項―個人事業者は、資産が充当された事業活動の行使の
ために、その氏名を含み、直前若しくは直後に「有限責
任個人事業者」の語又は「EIRL」のイニシャルを付し
た名称 (dénomination) を用いる。

※農業を営む個人事業者 (l'entrepreneur individuel
exerçant une activité agricole) に関して土地の充当を
適用除外とする二〇一〇年七月二七日法律二〇一〇―
八七四号によって、三項が追加され、旧三項が新四項
に移行されている。

【商法典L.五二六―七条】

充当財産 (patrimoine affecté) の設定 (constitution) は、
以下のいずれかへ申請書 (déclaration) の提出 (dépôt)
が行われることによってなされる。

一号 個人事業者が登録されるべき法定公示登記簿

(registre de publicité légale)

二号 二重登録の場合には、個人事業者によって選択された法定公示登記簿 この場合、他方の登記簿にもその記載がなされる。

三号 法定公示登記簿への登録が義務づけられていない自然人については、その主要な施設が存する場所の商事に関する判決をなす裁判所の書記課 (greffe)

四号 農業経営者については、管轄の農業部 (chambre d'agriculture compétente)^(※)

※農業を営む個人事業者に関して土地の充当を適用除外とする二〇一〇年七月二七日法律二〇一〇一八七四号によって、四号が追加されている。

【商法典L.五二六―八条】

L.五二六―七条に掲げられた登記簿の管理をなすべき組織は、同条に規定された申請書の提出を、その申請書が以下を含むことを確認した場合にのみ、受理する。

一号 事業活動に充当された財産、権利、債務又は担保につき、その性質 (nature)、品質 (qualité)、数量 (quantité) 及び価値 (valeur) を記載した現況書 (état descriptif)

二号 資産が充当された事業活動の目的 (objet) の記載
目的の変更は、L.五二七―七条 (L.五二六―七条)

に定められた申請書の提出が行われた登記簿へ記載される。

三号 場合によっては、L.五二六―九条乃至L.五二六―一一一条に規定された要式の履践を証する書面

【商法典L.五二六―九条】

一項―不動産又はその一部分 (une partie) の充当は、公証証書によって受理され、かつ抵当権保存所 (bureau des hypothèques) に、バー・ラン (Bas-Rhin) 県、オー・ラン (Haut-Rhin) 県及びモーゼル (la Moselle) 県においては財産の所在地の土地登記簿 (livre foncier) に公示される。一つ乃至複数の不動産の一部分のみを充当する個人事業者は、分割現況書 (un état descriptif de division) にその部分を記載する。

二項―公証証書の作成及び公示要式の履践は、デクレによって規定された上限の範囲において定められた報酬 (émoluments) の支払を生じさせる。

三項―不動産又はその一部分の充当が、充当資産の設定の後であるときは、補充申請書 (déclaration complémentaire) の提出が、L.五二六―七条に規定された申請書の提出が行われた登記簿へなされる。L.五二六―八条は、一項及び二項を除いて適用される。

四項―本条に定められた規定を遵守しない場合には、充当

は対抗不能 (inopposabilité) となる。

【商法典L.五二六―一〇条】

一項―申請された価値がデクレによって定められた額を超える充当資産のすべての積極財産の構成要素は、流動資金 (liquidité) を除いて、個人事業者によって選任された会計監査役 (commissaire aux comptes)、会計士 (expert-comptable)、経営会計団体 (association de gestion et de comptabilité) 又は公証人による、申請書に添付されかつその責任において作成される報告書 (rapport) に基づく評価の対象となる。公証人の評価は、不動産のみにかかわることができる。

二項―一項で規定された財産の充当が、充当資産の設定の後であるときは、同一の要式での評価の対象となり、かつ補充申請書の提出が、L.五二六―七条に規定された申請書の提出が行われた登記簿へなされる。L.五二六―八条は、一項及び二項を除いて適用される。

三項―申請された価値が、会計監査役、会計士、経営会計団体又は公証人によって提出された価値を超える場合には、個人事業者は、会計監査役、会計士、経営会計団体又は公証人によって提出された価値と申請された価値との差額を上限として、五年間、充当及び非充当資産のすべてに基づいて、第三者に対して責任を負う。

四項―会計監査役、会計士、経営会計団体又は公証人によらなかった場合、充当の時点における実際の価値と申請された価値との差額を上限として、五年間、充当された資産及び充当されていない資産のすべてに基づいて、第三者に対して責任を負う。

【商法典L.五二六―一条】

一項―充当された財産の全部又は一部が夫婦共通財産又は共有財産である場合、個人事業者は、配偶者又は共有者の明示の同意及びL.五二六―一二条(六項)一号に掲げられた充当資産に対する債権者の権利についての予めの告知を証明する。ある同一の夫婦共通財産若しくは共有財産又はある同一の夫婦共通不動産若しくは共有不動産の一部は、唯一の充当資産についてのみの構成要素となり得る。

二項―ある夫婦共通財産又は共有財産の充当が充当資産の設定の後であるときは、補充申請書の提出が、L.五二六―七条に規定された申請書の提出が行われた登記簿へなされる。L.五二六―八条は、一項及び二項を除いて適用される。

三項―本条に定められた規定を遵守しない場合には、充当は対抗不能となる。

【商法典L.五二六―一二条】

一項―L.五二六―七条に掲げられた充当申請書は、その提出の後に権利が発生した債権者に対して、法律上当然に對抗することができる。

二項―その提出の前に権利が発生した債権者に対しては、有限責任個人事業者が充当申請書にその旨を記載し、かつ規則によって (*par voie réglementaire*) 定められた諸条件に従って債権者にその旨を告知するという条件で對抗することができる。

三項―その場合、利害関係を有する債権者は、規則によって定められた期間内に、申請書がそれらの者に対抗できることに異議を申し立てることができる。司法上の決定は、異議を棄却するか、又は、債権の支払い、若しくは、個人事業者が申し出て、かつそれが十分だと判断される場合には、担保の設定を命じる。

四項―命じられた債権の支払い又は担保の設定を欠く場合には、申請書は、異議が認められた債権者に対抗できない。

五項―一人の債権者によって申し立てられた異議は、充当財産の設定を禁止する効果を有しない。

六項―民法典二二八四条及び二二八五条の例外として、

一号 充当申請書が對抗され、かつ資産が充当された事業活動の行使によって権利が生じた債権者は、充当資

産 (*le patrimoine affecté*) のみを唯一の一般担保 (*seul gage général*) とし、

二号 充当申請書が對抗される他の債権者は、非充当資産 (*le patrimoine non affecté*) のみを唯一の一般担保とする。

七項―しかしながら、有限責任個人事業者は、詐欺 (*fraude*) がある場合、又はL.五二六―六条二項に定められた規定若しくはL.五二六―一三条に定められた義務に対する重大な違背 (*manquement grave*) がある場合には、その財産及び権利のすべてについて責任を負う。

八項―非充当資産が不十分な場合、本条(六項)二号に掲げられた債権者の一般担保権は、会計年度末 (*le dernier exercice clos*) に有限責任個人事業者によって得られる収益 (*benefice*) に対して行使することができる。

【商法典L.五二六―一三条】

一項―資産が充当された事業活動は、L.一二三―一二条乃至L.一二三―二三条及びL.一二三―二五条乃至L.一二三―二七条において定義された条件においてなされる自律的な会計 (*comptabilité autonome*) の対象となる。

二項―L.一二三―二八条及び本条一項の例外として、租税一般法典五〇―〇条、六四条及び一〇二の三条において定義された制度から利益を受ける者の事業活動は、簡易

化された会計義務 (obligations comptables simplifiées) の対象となる。

三項―有限責任個人事業者は、金融機関に、資産が充当された活動にのみ専用の一つ乃至複数の銀行口座を開設しなければならない。

【商法典L.五二六―一四条】

一項―有限責任個人事業者の年次会計報告書 (les comptes annuels)、又は、場合によっては、L.五二六―一三条二項に規定される簡易化された会計義務による一通若しくは複数の書面が、L.五二六―七条に規定される申請書の提出が行われた登記簿に、毎年、添付のために提出される。それらは、L.五二六―七条一号に規定される場合において、申請書の提出が手工業者名簿 (le répertoire des métiers) に対して行われたとき、及び、同条二号に規定される場合において、商業・会社登記簿 (registre du commerce et des sociétés) に対して行われたときは、添付のために、L.五二六―七条三号に規定される登記簿に送付される。それらの提出から起算して、充当資産の構成及び価値について最新化 (actualisation) がなされる。

二項―一項に掲げられた義務を遵守しない場合、すべての利害関係人又は検察官の請求に基づいて、裁判長は、レフェレの形式で、有限責任個人事業者に対して、年次会

計報告書、又は、場合によっては、L.五二六―一三条二項に規定される簡易化された会計義務による一通若しくは複数の書面の提出の履行をアストラントにより強制することができる。

【商法典L.五二六―一五条】

一項―有限責任個人事業者による充当の放棄 (renonciation) 又はその者の死亡 (décès) の場合、充当申請書はその効力の発生を停止する。しかしながら、放棄とともに、資産が充当された事業活動が停止する場合、又は死亡の場合、L.五二六―一二条(六項)一号及び二号に掲げられた債権者は、放棄又は死亡の時点において彼らにとつて一般担保であったもののみを唯一の一般担保として保持する。

二項―放棄の場合、個人事業者は、L.五二六―七条に定められた申請書の提出が行われた登記簿にその記載をなす。死亡の場合、相続人 (héritier)、承継人 (ayant droit) 又はその目的で委託を受けたすべての者が、同一の登記簿にその記載をなす。

【商法典L.五二六―一六条】

一項―L.五二六―一五条の例外として、死亡した個人事業者の相続人又は承継人が、相続規定を尊重するとの留保

の下、資産が充当された事業活動を遂行する意思を表明したときには、充当は停止しない。事業活動の遂行の意思を表明した者は、死亡の日から起算して三箇月の期間に、L. 五二六―七条に定められた申請書の提出がなされた登記簿にその記載をなす。

二項―充当資産の再設定 (reprise) は、場合によっては相続の必要から充当財産の一部を分割及び売却した後に、L. 五二六―七条に定められた申請書の提出が行われた登記簿への再設定申請書の提出に従う。

【商法典 L. 五二六―一七条】

I 有限責任個人事業者は、本条 II 及び III に規定された条件において、清算 (liquidation) の手続きを取ることなく、その充当資産の全体 (intégralité) を、有償で譲渡し、生前に無償で移譲し、又は会社に出資すること、及びその所有権 (la propriété) を移転することができる。

II 一項―充当資産の自然人に対する有償譲渡又は生前の無償移譲は、譲受人又は受贈者の資産において、充当を維持しつつ、その引受け (reprise) をもたらす。それについては、L. 五二六―七条に規定され、かつ、公示の対象である申請書の提出が行われた登記簿に、譲渡人又は贈与者によって、移転申請書 (déclaration du transfert) の提出がなされる。引受けは、これらの要式を履行した

後でなければ、第三者に対抗できない。

二項―充当資産の法人に対する譲渡又は会社への出資は、充当を維持することなく、譲受人又は会社の資産への所有権の移転をもたらす。それについては、通知 (avis) の公示がなされる。所有権の移転は、これらの要式を履行した後でなければ、第三者に対抗できない。

III 一項―II に掲げられた申請者又は通知は、充当資産を構成する財産、権利、債務及び担保の現況書を伴う。

二項―L. 一四一―一条乃至 L. 一四一―二二条は、充当資産の譲渡又は会社への出資の結果生じる営業財産 (fonds de commerce) の譲渡又は会社への出資には、適用されない。

三項―譲受人、受贈者又は出資の受益者は、L. 五二六―一二条一号に掲げられた有限責任個人事業者の債権者で、その債権が本条 II において掲げられた公示の日より以前である者、及び、申請書が対抗できない債権者で、かつ L. 五二六―七条に規定された申請書の提出より以前にその権利が発生した者は、充当資産が生前贈与の対象となったときには、規則で定められた期間内に、充当資産の移転に異議を申し立てること

四項―L. 五二六―一二条 (六項) 一号に掲げられた有限責任個人事業者の債権者で、その債権が本条 II において掲げられた公示の日より以前である者、及び、申請書が対抗できない債権者で、かつ L. 五二六―七条に規定された申請書の提出より以前にその権利が発生した者は、充当資産が生前贈与の対象となったときには、規則で定められた期間内に、充当資産の移転に異議を申し立てること

ができる。司法上の決定は、異議を棄却するか、又は、債権の支払い、若しくは、譲受人又は受贈者が申し出て、かつそれが十分だと判断される場合には、担保の設定を命じる。

五項―命じられた債権の支払い又は担保の設定を欠く場合には、充当資産の移転は、異議が認められた債権者に対抗できない。

六項―一人の債権者によって申し立てられた異議は、充当財産の移転を禁止する効果を有しない。

【商法典L.五二六―一八条】

有限責任個人事業者は、非充当資産 (patrimoine non affecté) の中に支弁する収益 (revenu) を決定する。

【商法典L.五二六―一九条】

一項―申請書の提出及び本款に定められた記載の登記、並びに年次会計報告書又はL.五二六―一三条二項に規定された簡略化された会計義務に基づく一通乃至複数の書面の手続費用 (tarif des formalités) は、デクレによって定められる。

二項―L.五二六―七条において規定された申請書の提出手続は、申請書が法定公示の登記簿への登録請求と同時に提出される場合には、無料である。

【商法典L.五二六―二〇条】

検察官及びすべての利害関係人は、裁判長に対して、レフェレの形式で、有限責任個人事業者に対して、そのすべての書面及び書類につき、直前若しくは直後に「有限責任個人事業者」の語又は「EURL」のイニシャルを付した名称 (dénomination) を用いることをアストラントにより強制することができる。

【商法典L.五二六―二二条】

本款の適用の条件は、コンセイユ・デタのデクレによって定められる。